



2022年4月25日

各位

〔会社名〕 極東貿易株式会社

〔代表者名〕 代表取締役社長 社長執行役員

岡田 義也

(コード番号 8093 ・ 東証プライム)

〔問合せ先〕 取締役 常務執行役員

コーポレート統括本部長 苫米地 信輝

(TEL. 03-3244-3592)

### 株主提案に関する書面の受領のお知らせ

当社は、当社の株主である Intertrust Trustees (Cayman) Limited Soley In Its Capacity As Trustee Of Japan-Up 及び株式会社ストラテジックキャピタル (以下「提案株主」といいます。)より、2022年6月開催予定の当社第102回定時株主総会における議題について株主提案を行う旨の2022年4月22日付の書面 (以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

株主名 Intertrust Trustees (Cayman) Limited Soley In Its Capacity As Trustee Of Japan-Up 及び 株式会社ストラテジックキャピタル

#### 2. 提案された内容

##### (1) 議題

- ① 監査等委員でない取締役1名選任の件
- ② 資本コストの開示に係る定款変更の件
- ③ 政策保有株式に係る定款変更の件
- ④ 保有目的が純投資目的である投資株式の保有及び運用を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件
- ⑤ 自己株式の消却に係る定款変更の件
- ⑥ 自己株式の消却の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

3. 今後の対応

本株主提案に関する当社取締役会の方針につきましては、提案内容を慎重に検討し、取締役会としての意見を形成させてまいります。

併せて、開示すべき事項がございましたら速やかに開示いたします。

以上

(別紙)

ご 通 知

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
極東貿易株式会社  
代表取締役社長 岡田義也 殿

2022年4月22日

ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY,  
GRAND CAYMAN, KY1-9005 CAYMAN ISLANDS

当社株主 INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS  
CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP

常任代理人 東京都港区港南二丁目15番1号品川インターシティA棟  
株式会社みずほ銀行決済営業部

及び

東京都渋谷区東三丁目14番15号

当社株主 差出人 株式会社ストラテジックキャピタル代表取締役丸木強

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル(以下「提案株主」と総称します。提案株主は両者で極東貿易株式会社(以下「当社」といいます。)の議決権を300個以上6か月前から引き続き保有しています。)は、会社法第303条第2項及び同第305条第1項に基づき、本書をもって次のとおり請求します。なお、個別株主通知の受付票については別途郵送いたします。

- 1 後記の提案する議題を、当社の第102回定時株主総会における会議の目的とすること。
- 2 後記の提案する議題、提案の内容及び提案の理由を株主総会招集の通知及び添付の参考書類に記載すること。

#### 第1 提案する議題

1. 監査等委員でない取締役1名選任の件
2. 資本コストの開示に係る定款変更の件
3. 政策保有株式に係る定款変更の件
4. 保有目的が純投資目的である投資株式の保有及び運用を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件

5. 自己株式の消却に係る定款変更の件

6. 自己株式の消却の件

## 第2 提案の内容

以下の2ないし6の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章 または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、株式会社ストラテジックキャピタルのプレスリリースを参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 監査等委員でない取締役1名選任の件

取締役1名（候補者：丸木強）を選任する。

〔氏名（生年月日）〕

丸木 強 まるき つよし

（1959年7月23日生）

〔略歴〕

1982年4月

野村証券株式会社 入社

1999年8月

株式会社 M&A コンサルティング 取締役副社長

2006年5月

株式会社 MAC アセットマネジメント 代表取締役

2010年2月

株式会社 TNP ストラテジックキャピタル 代表取締役

2012年9月

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役

〔所有する当社の株式数〕

0株

〔取締役候補者とした理由〕

提案株主は、当社の大株主として、資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望しています。

そこで、提案株主は、候補者が、野村証券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する

知見と、その後から現在までの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者といたしました。

なお、候補者が代表取締役を務める株式会社ストラテジックキャピタルが運営するファンドは、2022年3月31日現在、発行済株式総数の17.38%の当社株式を保有しており、総議決権数に対するその保有比率は10%を超えています。このため、候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定はなく、非常勤の社外取締役として活動することが期待されます。

(注)

1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者が代表を務める株式会社ストラテジックキャピタルは、本年3月末日現在で当社株式を200株保有するとともに、同日現在当社株式を112万9200株保有するINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UPとの間で投資一任契約を締結しています。

2. 資本コストの開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

(資本コストの開示)

第37条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書の提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示) 第38条

(1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、当該株式の売却を希望する旨を伝える。

(2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

4. 保有目的が純投資目的である投資株式の保有及び運用を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件

現行の定款第2条に新たな12項を加え、第2条第12項以降の項数を1項ずつ繰り下げる。

(目的)

第2条

12. 保有目的が純投資目的である投資株式の保有及び運用

5. 自己株式の消却に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 自己株式の消却

(自己株式の消却)

第13条 当社は、会社法309条1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却(消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。)を行うことができる。

6. 自己株式の消却の件

議案5が承認可決されることを条件として、当社が保有する自己株式の全てを消却する。

第3 提案の理由

1. 監査等委員でない取締役1名選任の件

候補者は、本株主提案の共同提案者である株式会社ストラテジックキャピタル(以下「SC社」という)の代表者である。同社は、これまで多くの上場企業に対して株主の立場から様々な提案や働きかけを行い、実際に株主価値向上を実現してきた実績を有する。

仮に、下記2から6までの議案のいずれかが可決された場合、候補者は、取締役会の一員としてその推進を担うことが期待できる。他方、これらの議案が全て否決された場合でも、当社の株主価値を向上させるための施策を取締役に提案し、継続的な議論をさせる役割を担うことができる。

なお、SC社は国連責任投資原則(UNPRI: United Nations Principles for Responsible Investment)署名機関であり、いわゆるESGの視点を投資プロセスに取り入れている。候補者が取締役に就任し、環境(ESGのE)の観点からも取締役会の議論を活発化させることで、環境に配慮した事業ポートフォリオ最適化という方針を加速させ、更に事業ポートフォリオの整理が推進されることを期待できる。

当社は、昨年の定時株主総会において、本議案と同内容の取締役選任議案について「(候補者の丸木は)特定の大株主の利益を優先して具体的な経営判断に介入することに繋がるリスクがあり、上記施策(注:中期経営計画)の実現がむしろ困難となる」との反対意見を発表した。

しかしながら、SC社は、これまで「特定の大株主の利益を優先」して行動したことはなく、今後とも「大株主の利益を優先して具体的な経営判断に介入すること」はない。SC社は、当社の株主全体の利益となる提案を当社に対して行ってきたのであって、例えば、当社

に対し中期経営計画の修正を継続的に働きかけ、当社はこれに応じて、2021年5月、SC社の提案した配当性向100%の株主還元方針を取り入れた新たな中期経営計画を公表している。したがって、昨年の定時株主総会における会社の上記反対意見は事実とは異なるものである。

## 2. 資本コストの開示に係る定款変更の件

コーポレートガバナンス・コードの原則5-2は、経営陣が自社の資本コストを的確に把握することを求めている。当社経営陣においても、当社の株主資本コストを踏まえた加重平均資本コストを的確に把握したうえで事業計画や資本政策等を立案・検証することが求められているというべきである。

しかしながら、当社の株価は、解散価値未満の評価で長期にわたって推移している。これは、当社のROEが投資家の求める水準（株主資本コスト）を上回っていないということである。

当社は加重平均資本コストを開示し、さらに株主を含む投資家と対話を実施して、資本コストを正しく把握したうえで経営戦略や経営計画を策定するべきである。そうすれば、当社株式の市場における低い評価の改善を図ることができると考える。

## 3. 政策保有株式に係る定款変更の件

当社は、2021年3月末現在、貸借対照表計上額（単体）で14億26百万円、3銘柄の政策保有株式を保有している。

2021年3月期の有価証券報告書によれば、政策保有株式の保有目的は、「取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等」と開示されているが、株式を保有していると何故取引が強化されるのか因果関係が不明である。

実際に、このうち1社はコーポレートガバナンス・コード補充原則1-4-1をコンプライしている。従って、当社が株式を売却しても、発行会社から取引を削減される等の可能性はないと考えられる。

提案株主は、政策保有株式は一切保有するべきではないと考えているが、本株主提案では、当社の開示する政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかを再検証することを求めている。そして、保有目的が果たされていない政策保有株式については、保有の合理性が認められないため、コーポレートガバナンス・コードに従い縮減する方針とすべきである。

## 4. 保有目的が純投資目的である投資株式の保有及び運用を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件

当社は、現行定款の目的事項として定められていないにもかかわらず、保有目的が純投資目的である投資株式（以下「純投資株式」という。）の保有及び運用を継続している。本議

案は、株主の皆様にご賛成いただき、純投資株式の保有及び運用を停止させることを企図したものである。

当社の株主は、定款の目的事項として定められていない純投資株式の運用による利益ではなく、当社の本業での利益拡大に期待して当社の株式を保有しているはずである。それにもかかわらず、当社は、2021年3月末現在、貸借対照表計上額（単体）で69銘柄、34億60百万円もの純投資株式を保有し運用している。当社の株式時価総額は、2022年3月末現在で142億71百万円であるため、純投資株式の保有額は株式時価総額の約24%に相当する。従って、純投資株式が当社の株主価値に与える影響は無視できない。

さらに、純投資株式に係る2021年3月期の受取配当金及び売却損益の合計額は、1億89百万円、評価損益の合計額に至っては上場株式に限っても19億28百万円に達する。同期における基幹産業関連部門の営業損失が14百万円、電子・制御システム関連部門の営業利益が1億28百万円、産業素材関連部門の営業利益が1億35百万円、機械部品関連部門の営業利益が1億9百万円であることを踏まえると、当社にとって、純投資株式の保有及び運用事業は、セグメント区分された各事業と同等以上の事業規模である。

定款の事業目的に記載することもなく、セグメント区分された事業と同程度の規模にまで達した投資運用を行うことは、定款所定の業務の附随業務の範囲内とは認めがたい。提案株主は、このような定款違反の状態を放置することは、当社の取締役が負う善管注意義務に反するものであると考えている。

そこで、本議案では、当社取締役会に代わって、純投資株式の保有及び運用を定款の事業目的に追加することを提案する。当社経営陣においては、本議案が否決された場合、当社株主が純投資株式の運用を全く望んでいないという事実を正しく認識するべきである。そして、現在保有する純投資株式をすみやかに全て売却し、その売却代金を株主還元などの株主価値向上のために使うべきである。

なお、当然のことながら、提案株主は本議案に反対する。

## 5. 自己株式の消却に係る定款変更の件

当社は、2021年12月末現在約34万株もの自己株式を保有しており、これは発行済株式総数の約5.3%に相当する。当社のM&A取引等の際にその対価として自己株式を使用することを想定している可能性はあるものの、当社の財務状況を考慮すれば、自己株式ではなく有利子負債を活用することが株主価値の向上につながると考えられる。また、株式報酬として自己株式を利用することを想定している可能性もあるが、当社の財務状況及び株価水準を鑑みれば、適宜自社株買いを実施し、買い取った自己株式を利用するほうが株主の利益に資すると考えられる。

また、当社が自己株式を大量に保有し続けているこの状況は、株主にとっては、いつでも当社株式の希薄化が行われ得るということの意味している。

以上からすると、自己株式の消却は当社の株主価値の向上に資するものであるが、それに

もかかわらず、当社取締役会は、これまで自己株式消却の決定を行ってこなかったことから、自己株式消却を株主総会の決議により行えるよう定款変更を提案するものである。

#### 6. 自己株式の消却の件

議案5の理由のとおり、自己株式消却は当社の株主価値の向上に資するものであるため、議案5の提案にかかる定款変更が可決された場合に、当社の保有する自己株式すべてを消却することを提案するものである。

以上